

# **相談支援従事者研修受講の手引き**

**—相談支援専門員を目指す方へ—**

**令和4年4月1日**

**宮崎県障がい福祉課**

## 0 はじめに

この手引きは、相談支援専門員を目指す人が相談支援専門員の役割や相談支援従事者研修の受講について、正しく理解できるよう作成したものです。

相談支援従事者研修を受講される前に、必ず内容をご一読ください。

## 1 相談支援専門員とは何か

相談支援専門員は、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所に配置が義務付けられています。相談支援専門員として相談支援事業所に配置されるには、①一定の実務経験（実務経験等の区分に応じて3～10年以上）と、②相談支援従事者研修の修了の2つの要件を満たす必要があります（詳細は「2 相談支援専門員の資格要件について」を参照ください）。

なお、相談支援専門員が、相談支援事業所で携わる業務には、主に以下のようなものがあります。（相談支援事業所の指定の種類ごとに業務の内容は異なります。）。

また、相談支援専門員は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、障がい児、難病等の様々な障がい種別の方の相談に従事します。

|         |   |
|---------|---|
| 基本相談支援  | 地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題（例：年金に関する問題、住まいに関する問題等）について、障がい者、障がい児の保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を総合的に行います。  |
| 地域相談支援  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 障害者支援施設等の入所者、精神科病院等に入院している精神障がい者、刑務所等に入所している障がい者について、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います（地域移行支援）。</li><li>○ 居宅において単身等で生活する障がい者について、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に相談を行います（地域定着支援）。</li></ul> |
| 計画相談支援  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 障害福祉サービス等の支給決定や支給決定の変更前に、サービス等利用計画案の作成を行い、指定障害サービス事業者等との連絡調整等を行います。</li><li>○ 一定期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直し、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。</li></ul>                               |
| 障害児相談支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 障害児通所支援の支給決定や支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案の作成を行い、指定障害サービス事業者等との連絡調整等を行います。</li><li>○ 一定期間ごとに、障害児通所支援の利用状況の検証を行い障害児支援利用計画の見直し、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。</li></ul>                                   |

## 2 相談支援専門員の資格要件について

相談支援専門員として相談支援事業所に配置されるには、①一定の実務経験（実務経験等の区分に応じて3～10年以上）と、②相談支援従事者研修の修了の2つの要件を満たす必要があります。

### (1) 相談支援専門員となるために必要な一定の実務経験について

相談支援専門員となる実務経験については、国が告示で定めている区分ごとに3～10年以上の実務経験が必要となります（詳細は、「3 実務経験の基本的な考え方について」をご確認ください）。

### (2) 相談支援従事者研修について

相談支援従事者研修については、下表のとおり3種類の研修があります。このうち、相談支援専門員となるには、最初に①相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」。）を修了し、その後一定期間ごとに②相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」。）を修了しなければなりません。

| 研修の種類      | 研修の位置づけ  |
|------------|--|
| ① 初任者研修    | 初任者研修は、相談支援専門員になろうとする方（※）が最初に修了いただく研修（必須）で、講義と演習を併せて42.5時間（約7日※）です。  |
| ② 現任研修     | 現任研修は、初任者研修を修了した方に一定期間ごとに修了いただく研修（必須）で講義と演習を併せて24時間（約4日）です（※詳細については「4 現任研修を受講する時期について」をご確認ください）。                 |
| ③ 専門コース別研修 | 現任研修の対象となる方に対して実施している研修で、令和元年度は「意思決定支援と権利擁護」と「スーパービジョン」の2コースを各1日ずつ実施しました。<br>令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルスのため実施できませんでした。 |

※ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を目指す方については、サービス管理責任者等研修の他に、初任者研修のうち講義部分11.5時間（約2日間）を受講いただく必要があります。なお、受講者には「受講証明書」を発行します。

### 3 実務経験の基本的な考え方について

相談支援従事者となる実務経験については、国が告示で定めています（別添「**相談支援専門員の実務要件（早見表、P6）**」を参照ください。）。実務経験については、相談支援事業所の指定や変更届を提出する際に提出される「実務経験証明書」の記載内容に基づいて判断を行いますので、原則として、事前の照会でお答えはできません。

なお、実務経験の有無を確認する際のポイントは以下のとおりです。

**(1) 実務経験は告示で定められた一定の事業所・施設による必要があります。**

実務経験については、告示で定められた一定の事業所・施設での経験に限られます。それ以外の事業所・施設での経験は原則として認められません。（例えば「保育所において主に障害児の直接支援に携わっていた」方は、「保育所」が告示で定められた事業所に該当しないため、当該施設での支援の経験は実務経験として、原則として認められません。）

**(2) 実務経験は「相談支援の業務」又は「直接支援の業務（介護等の業務）」である必要があります。**

実務経験として認められるのは、以下の2つのいずれかに限られます。（例えば、「障害者支援施設において、主に請求等の事務等に従事していた」場合には、「相談支援の業務」や「直接支援の業務（介護等の業務）」に該当しないため、実務経験として認められません。）

| 区分                  | 具体的な定義  |
|---------------------|---|
| 相談支援の業務             | 身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務 |
| 直接支援の業務<br>(介護等の業務) | 身体上若しくは精神上的の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務         |

**(3) 「相談支援の業務」又は「直接支援の業務（介護等の業務）」の各区分において定められた実務経験年数を満たしている必要があります。**

「相談支援の業務」では原則5年以上、「直接支援の業務（介護等の業務）」では原則10年以上の実務経験年数が必要です。なお、一定の資格を有する場合には、実務経験年数が短縮される場合があります。

なお、「1年間＝180日間」として計算してください。

**(4) 上記(1)から(3)までの事項について、過去に所属していた事業所・施設が発行する「実務経験証明書」や「資格証明書」に記載された内容で確認できる必要があります。**

#### 4 現任研修を受講する時期について

相談支援専門員としての要件は、①初任者研修を修了することと、②初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年ごとの各年度の末日までに現任研修を修了することが必要です。

例えば、平成22年11月30日に初任者研修を修了した方の場合は、修了日の属する年度の翌年度である平成23年度から平成27年度までに第1回目の現任研修を修了しなければ相談支援専門員としての要件を満たさなくなります。また、第2回目以降は下表のとおりです。

| 更新回数 | 受講期間           |
|------|----------------|
| 第1回目 | 平成23年度から平成27年度 |
| 第2回目 | 平成28年度から平成32年度 |
| 第3回目 | 平成33年度から平成37年度 |
| ⋮    | ⋮              |

なお、定められた期間内に研修を受講できなかった場合には、初任者研修から受講をやり直す必要がありますので、十分ご注意ください。

#### 5 相談支援従事者研修についてよくある問い合わせ

(問) 実務経験を満たしていないのですが、相談支援従事者初任者研修を受講することはできますか。

(答) 受講できます。なお、定員を超過する申し込みがあった場合には実務経験等を満たしている方を優先的に受け入れる場合があります。

また、研修内容は、原則として、実務経験年数を満たしていることを前提とした内容としておりますのでご了承ください。

(問) 研修は講義を聴講するだけでよいのでしょうか。

(答) 研修については、国の通知により講義形式により提供されるものと、演習（グループワーク等）形式で提供されるものに分かれています。また、講義・演習の内容により事前・事後に課題等の提出を求める場合があります。

なお、講義中に居眠りをされている場合、無断で長時間離席した場合、演習に積極的に参加いただけない場合、課題等を指定された期日・方法で提出いただけない場合には修了証を交付できない場合がありますので十分ご注意ください。

(問) 他都道府県のものですが、宮崎県の相談支援従事者研修を受講することができますか。

(答) 相談支援従事者研修については、他都道府県の方についても、お申し込みは可能です。なお、定員超過の場合には、宮崎県内の事業所の従事者を優先的に受け入れますので、あらかじめご了承ください。

## 6 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）を目指す方へ

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく通所・入所の事業所・施設に配置される役職で、利用者の個別支援計画の作成やモニタリング、他の職員への技術指導・助言等を行います。

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）となるためには、①一定の実務経験（実務経験等の区分に応じて5～10年以上（※1）と、②相談支援従事者研修（共通講義部分：約2日間）と、③サービス管理責任者研修（児童発達支援管理責任者研修）の修了が必要です。

※1…実務経験について、相談支援専門員とは、概ね同様の内容ですが細部が異なっておりますので十分ご注意ください。

## 7 過去に宮崎県が実施した相談支援従事者研修の修了証書・受講証明書について

宮崎県では、平成24年度以前に以下の名称で相談支援従事者研修を実施しています。修了証書の取り扱い等が現在と異なりますので十分ご注意ください。

### （修了証書の発行状況）

| 過去の名称         | 説明  |
|---------------|---|
| 相談支援専門員研修     | ① 現在の相談支援従事者初任者研修（※7日間）に相当する研修です。<br>② 修了者には、「修了証書」を発行しています。      |
| サービス管理責任者事前研修 | ① 現在の相談支援従事者初任者研修（講義部分※2日間）に相当する研修です。<br>② 受講者には、「受講証明書」を発行しています。 |

※ 過去に実施した研修では、研修の受講資格として実務経験年数を満たしていることを条件としていた時期があります。その際、簡易な実務経験証明の提出を求め受講資格を確認しておりましたが、研修を受講したことをもって、実際に相談支援専門員やサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としての実務経験を満たしていることを確認したことにはなりませんので、ご注意ください。

相談支援専門員の実務要件（早見表）

| 業務の範囲  | 対象となる事業・業務等   | 経験年数                            |
|--|---|---------------------------------|
| <p>① 相談支援業務</p> <p>※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務</p>  | <p>平成18年10月1日において現に下記に掲げる者であったものが、平成18年9月30日までに従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業<br/>ロ 精神障害者地域生活支援センター</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業<br/>ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更正相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場<br/>ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所<br/>ニ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関<br/>（1）社会福祉主事任用資格者<br/>（2）相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（※1）<br/>（3）国家資格等（※2）を有している者<br/>（4）上記イからハに掲げる従事者及び従事者である期間が1年以上の者<br/>ホ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター<br/>ヘ 特別支援学校、盲学校、聾学校、養護学校</p> | <p>通算して3年以上</p> <p>通算して5年以上</p> |
| <p>② 直接支援業務</p> <p>※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務</p>  | <p>イ 障害者支援施設、障害児入所施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤療、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床<br/>ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護事業等<br/>ハ 保険医療機関、保険薬局、訪問介護事業所</p>   | <p>通算して10年以上</p>                |
| <p>③ 有資格者</p>  | <p>次のいずれかに該当する者が、上記の②のイからハに掲げる業務に従事する場合</p> <p>（1）社会福祉主事任用資格者<br/>（2）相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（※1）<br/>（3）保育士<br/>（4）児童指導員任用資格者<br/>（5）精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>   | <p>通算して5年以上</p>                 |
|  | <p>国家資格等（※2）に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記①及び②に掲げる業務に従事する場合</p>   | <p>通算して3年以上</p>                 |
| <p>（※1）訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した方を含みます。<br/>（※2）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士<br/>（※3）「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上</p> |   |                                 |

